

平成 31 年全国消費実態調査分科会（第 8 回） 議事概要

1 日 時 平成 30 年 9 月 3 日（月） 14:00～15:30

2 場 所 総務省統計局 3 階第一会議室

3 出 席 者

委 員：福井武弘座長（青山学院大学経営学部教授）

伊藤伸介委員（中央大学経済学部教授）

元山齊委員（青山学院大学経済学部教授）

川辺健一郎委員（東京都総務局統計部社会統計課長）

審議協力者：田中慶子（慶應義塾大学経済学部特任准教授）

平松哉人（愛知県民文化部統計課長）

田中浩文（福岡市総務企画局企画調整部統計調査課調査係長）（代理）

オブザーバー：長谷川功（厚生労働省社会・援護局保護課課長補佐）（代理）

総 務 省：佐伯統計調査部長、阿向消費統計課長、中村物価統計室長、塚田消費指標調整官、嶋北課長補佐、蛸井企画指導第二係長、落合統計専門職、渡部統計専門職、佐々木係員

4 議 事

(1) 試験調査の結果について

(2) 実施計画案について

(3) その他

5 議事要旨

- 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 試験調査の結果について

① 全国消費実態調査 試験調査結果概要について（資料 1）

- ・インターネット回答が最も抵抗感が少なく、市区町村役場への提出、調査員への提出の順で抵抗感が強まるとの結果だが、これを受けてインターネット回答へ誘導するという方向性を出してよいか。インターネット回答と調査員への提出の場合で記入内容がどう変わるかを検討してはどうか。

←調査世帯への事前説明は、調査員調査とオンライン調査で同様に行っている。回答の品質確保については、世帯票では議論の余地があるものの、年収・貯蓄等調査票では調査員調査でも封入提出としており、市町村以上の段階での審査となる点で、郵送回収の場合と変わらないと考えている。この場合、回答拒否は白紙提出という形で現れるので、

回収率の問題になる。

- ・年収等調査票で、年間収入や税金・社会保険料額を記入する際、記憶に基づいて回答した場合と給与明細等に基づいて回答した場合で金額に違いはあったか。
←今後分析したい。なお、個票データを見ると、「345万」のように細かく記入している場合と、「350万」「400万」のように丸めた数で記入している場合があり、資料に基づいて回答したか否かの違いが現れているのではと推測している。多少丸まった数値であっても、それなりに正確（「345万」が「350万」に丸まる程度）なら集計上大きな支障はない。また、選択肢による回答は、正確な記入を無くすことになるので考えていない。
- ・年収等調査票で、記入に要した時間で無職世帯が長い理由は何か。今後無職世帯が増加していくと考えると、記入方法を事前に説明する等の方策が必要と思われる。
←明確な理由は分からないが、高齢の方が多いと推測されること、無職世帯の収入は年金のほかに生活保護などもあり、記入欄に迷ったことなどが考えられる。調査世帯の偏りという理由ではないと考えている。
- ・今回のモニターはどのような社会階層の人たちから構成されているのか。幅広い階層からモニターを募っているのであれば、学歴の記入に対する忌避感が低いという説明をする上で有意なデータと言えると思うが、モニターの回答者が、学歴を回答することに抵抗の少ない層に偏っているということはないか。
- ・年収・貯蓄等調査票について、試験調査の調査期間が5月・6月と半端な時期なので、通常は暦年単位で、しかも年額のみしか表示されない源泉徴収票や確定申告のデータを参考に5月・6月2か月分の社会保険料等を記入したといっても、どこまで信憑性のある答えなのかは正直わからないのではないか。
- ・基本的にやりとりが調査客体と国との相対の形となると思うので、オンライン調査への誘導は自治体にとっても望ましい。ただしその場合、システムの仕様によっては、例えば年収を入力せずに送信しようとしてエラーとなったため、調査客体が途中で回答自体をやめてしまうとか適当な数値を入力して送信するといったようなケースも起こりうるのではないか。任意回答をどこまで許容するか、システム設計をしっかりと検討して欲しい。
- ・オンライン調査について、軽減された市町村の審査負担が、そのまま都道府県にかかっていくということが無い設計をお願いしたい。また、オンライン調査にすれば調査員に会うことなく調査が終了するとか、単純な入力誤りや必須回答項目か否かがオンライン画面で確認できれば良いと考える。
- ・モニターの回答者は学歴を回答することに比較的忌避感が小さいようだが、誰もが気持ちよく書けるような調査票であればと思っている。
- ・オンライン調査の審査では、(人間が回答するとしても)極力機械的なメッセージを定型として用いることで、システムと対話しているような印象を持ってもらえる形態にすれば忌避感が下がるのではないか。
- ・試験調査では有益な結果が得られている。議論にあった記入内容の分析など、さらに精査して検討を進めて欲しい。

(2) 実施計画案について

- ・資料2の企業規模の区分について、全国消費実態調査は「1～4人」と「5～9人」、家計

調査は「1～9人」となっているが、集計上、家計調査とどう整合を取るのか。

←家計調査は人数記入、全国消費実態調査は選択式で聞いている。全国消費実態調査では個人経営か否かの区分に用いるため、調査票上の区分は「1～4人」と「5～9人」で考えている。

- ・昨今、事業部制やカンパニー制など、いろいろな名称や形態をとる企業が増えてきており、一口に「企業規模」といっても捉える側によってイメージが異なるため、調査客体が本来の定義とは違う意味で「企業規模」を捉えてしまう可能性がある。支社を含めるか等、企業規模の定義をより明確に説明して、捉え方がまちまちにならないようにした方がいいのではないか。
- ・各調査の調査票の見た目が似通っているので、後日電話で照会したとき等に、調査客体が手にしているのがどの調査の調査票かが実施者側で即座に把握できるよう、相手方に読み上げてもらえばすぐにそれと識別できる、文字コードのような目印を調査票の欄外に付す等の工夫をしてはどうか。
- ・資料2の企業規模別表章の参考案では「1～9人」の区分での表章となっているが、特に自営業者では、より細かい区分で表章できると良い。また、資料4別添10（実施計画案の調査票新旧対照表）にある当該項目の変更理由は、もう少し積極的な理由を挙げたほうが良いのではないか。
←ご指摘のとおり対応したい。
- ・資料4別添11の「集計事項一覧」に、「集計事項については、各集計事項ごとに適宜クロスを掛ける。」とあるが、当初公表の段階から特別集計のような自由度の高い表作成を可能にするという趣旨か。
←結果表についてはある程度自由度を持たせていきたいと考えているが、最初に公表する結果表の具体案については従前と同様の時期に固める予定である。最初に公表する結果表の数は、前回までの分科会で示してきたとおり。
- ・「所得資産集計体系」などの集計体系ごとに、乗率の付け方も変わるという理解で良いか。また、データの保存形式は前回までの調査票情報とは異なってくると考えられるが、二次利用の観点から、この点についても整理をお願いしたい。基本調査と簡易調査を同じデータセットに入れるのであれば、両者を分けるフラグはいるのではないか。
- ・サンプルサイズが異なるので、集計体系ごとに乗率が必要になると考える。基本調査と簡易調査のデータを分けるフラグは必須ではないか。
←乗率については、集計体系ごとに付けるという方向で考えている（購入先別集計など若干の例外あり）。データセットについては、引き続き消費統計研究会で検討していきたい。
- ・世帯票で氏名を記入しないことは了承しているが、世帯主の回答欄が固定されていないのでチェックはどうなるのか。また、インターネット調査で事後的にチェックが発生した場合、氏名の記入無しでどのようにチェックするのか。
←世帯主のみ回答する項目のチェック方法は引き続き検討する。世帯票に氏名を記入しないことと、家計簿の審査との関連については前回までの分科会で検討したとおり。年収・貯蓄等調査票の審査との関連については今後検討する。いずれにしても、審査はやや難しくなるものの致命的な影響はないと考えており、回収率改善をより重視している。
- ・企業規模を細分化するのであれば、8区分をもう少し粗くして、代わりに「世帯主の配偶

者」の勤め先企業規模を調査できないか。

- ・「個人収支状況調査」のオンライン調査は考えているか。調査票の回収はどのように行うのか。
←「個人収支状況調査」のオンライン調査は予定していない。個人収支簿は各個人に配布し、封入して回収する。
- ・「個人収支状況調査」の家計簿を廃止した場合、個人収支簿と家計簿の乖離が大きい世帯のチェックはどうするのか。また、家計簿は個人収支簿との世帯内チェックに用いるとの理解だが、家計簿を廃止することで、都道府県等のチェック負担は増えるのではないか。
←個人収支状況調査では世帯収支と個人収支の整合性を取ってチェックしておらず、家計簿は家計簿記入者が各世帯員の個人的な収支をどの程度把握できているかを確認するために使っている。
- ・学歴等でいずれの選択肢にも当てはまらない場合など、多様性に配慮したマニュアルを用意してはどうか。
- ・統計委員会に諮る資料は、今回の分科会での配布資料のうちの、「資料4」に該当する部分一式という理解で良いか。
←資料4に審査官室の意見を付して諮問する。
- ・インターネット調査で1か月目に回答したが2か月目には回答しない、あるいは回答が遅れた世帯がいた場合は統計局で随時対応するのか。
←外部委託することになると思うが、委託先で回答状況を随時確認して対応する方向で考えている。
- ・1か月目に回答したが2か月目に回答拒否の場合に代替標本の抽出を行うのか。
- ・1か月目に回答したが2か月目に回答拒否の場合、次回調査は消費税率改定の時期に実施する予定なので、乗率の補正で対応可能かを事前に検証する必要があるのではないか。場合によっては代替も考えてはどうか。
←調査期間が2か月になったので、状況にもよるが基本的に代替は考えていない。乗率補正など対応については引き続き検討する。
- ・前回調査で、調査期間中の調査世帯の脱落率はどれくらいか。
←手元に数字がないが、10%未満である。
〔事務局注：2.5%（第3回分科会資料1-1「家計簿記入期間の短縮について 3. 世帯等の負担軽減」）〕
- ・コールセンターで、調査票の書き方に関する照会などにも対応してもらえるとありがたい。
←対応する方向で検討する。

(3) その他（謝辞）

- ・昨年11月の第1回分科会から10か月間の長きに渡りご審議いただき、深く感謝申し上げます。今後は9月に実施計画案の統計委員会への諮問、10～12月に3～4回の部会審議を経て、年末には答申をいただくスケジュール感。全消の推計方法や乗率については、家計調査、CTI等と併せて、親会の消費統計研究会で検討していく予定。引き続きご助力賜りたい。
- ・8回に渡る審議にご尽力いただき、感謝申し上げます。調査対象世帯や現場の負担軽減と結

果精度向上の両立を目指して統計委員会も乗り切っていきたい。引き続きご指導いただきたい。

- ・ 8回もの長い間、熱心にご議論いただき感謝申し上げます。次回調査は大幅な変更を予定している。統計利用者、調査実施者、調査対象者3者のフィージビリティをとっていきたい。調査の検討・準備はこれから佳境に向かっていくので引き続きご尽力賜りたい。